

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目14番8号
KANDA SQUARE GATE 7階
株式会社リバイブル
代表取締役 尾形 優

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト、「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.rebible.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「リバイブル」または「370A」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 開催日時： 2026年2月26日（木曜日） 午後2時
- 開催場所： 東京都千代田区内神田一丁目14番8号 KANDA SQUARE GATE 7階
当社 大会議室
- 目的事項：
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件
- その他招集にあたっての決定事項
(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
(2) 議決権行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

コーポレートガバナンス及び監査体制強化の観点から、監査役会設置会社に変更し、監査役の員数の定めを増加させるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>第5条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第31条～第36条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>第5条～第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第<u>34</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> |

第2号議案 監査役1名選任の件

第1号議案が承認可決されることを条件に、監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|----------------|
| <p>【新任】</p> <p>やまと かよこ 大和 加代子 (1976年1月9日生)</p> | <p>1998年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社 IHI)入社 2004年4月 最高裁判所司法研修所入所(第59期) 2006年10月 最高裁判所司法研修所終了 2006年10月 三羽・山崎法律事務所入所 2015年1月 みとしろ法律事務所入所 パートナー弁護士 2016年2月 新宿法律事務所入所 パートナー弁護士 2019年6月 株式会社ハーバー研究所 社外取締役監査等委員 2023年6月 株式会社アトム 社外取締役監査等委員 2023年6月 特種東海製紙株式会社 社外取締役監査等委員(現任) 2024年4月 法律事務所キノール東京入所 パートナー弁護士 2024年10月 大和・松本法律事務所開設 代表弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 特種東海製紙株式会社 社外取締役監査等委員 大和・松本法律事務所 代表弁護士</p> | <p>一株</p> |
| <p><社外監査役候補者とした理由></p> <p>大和加代子氏につきましては、弁護士として企業法務のみならず一般の方の紛争解決にも多数携わってきた経験を有し、また複数の上場企業の社外役員としてコンプライアンス、内部統制に関する知見を深め、指名・報酬委員会等のメンバーとしても経営監督に精通していることから、社外監査役候補者とするものであります。</p> | | |

- (注) 1. 大和加代子氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。
2. 大和加代子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大和加代子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、コーポレートガバナンス体制強化の役割を期待するため社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断して、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、大和加代子氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約では、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険により填補することとしております。候補者が原案通りに選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、保険料は全額当社で負担することを予定しております。

以上